

特別加入時に健康診断が必要な場合があります

～「粉じん作業」「振動工具使用」「鉛業務」「有機溶剤業務」のご経験がある方へ～

特別加入を希望する方で、下記の表に記載されている業務の種類について、それぞれの従事期間を超えてその業務を行ったことがある方は、特別加入の申請時に健康診断を受ける必要があります。

健康診断は1度だけ、費用は無料です

健康診断の対象となる方のみ、加入時に1度だけ労働局指定の診断実施機関で指定の内容の項目を受診頂きます。

受診費用は無料です。ただし受診の為に要した交通費は自己負担となります。

期間内に受診いただかないと労災の補償が受けられません

特別加入時の健康診断は、指定された期間内に健康診断を受ける必要があります。受診されないまま診断期間を過ぎると労災に被災されても補償が受けられなくなります。また労働局から加入の意思がないものとみなされ、加入申請自体が認められないこともあります。

必ず診断期間内に受診して下さい。

※場合によっては診断期間に関係なく受診されるまで労災補償給付申請が出来ない場合があります。

※健診未受診の為に不承認となった場合は当組合への再加入をお断りする場合があります。

受診いただくまで会員証・加入証明書は発行できません

当組合では健康診断の対象となる方は健康診断を受診されるまでは会員証の発行ができません。ご入金後、健康診断の案内がお手元に届きましたら同封のリストから診断実施医療機関に予約をとってご受診下さい。受診後、事務局までお電話などで連絡を頂きましたら会員証を発行させていただきます。

【健康診断が必要となる場合】

業務の種類	従事した通算期間	実施する健康診断
粉じん作業を行う業務	3年	じん肺健康診断
振動工具使用の業務	1年	振動障害健康診断
鉛業務	6ヶ月	鉛中毒健康診断
有機溶剤業務	6ヶ月	有機溶剤中毒健康診断

※具体的な業務の例を裏面に記載します

「粉じん」「振動工具使用」「鉛有機溶剤」の各業務のご経験がある方のお申込後の流れ
①加入申込書、特定業務チェックシートに記入してお申込→②健康診断の必要が認められた場合、ご入金後2～4週間程度で健康診断実施書類がお手元に到着→③指定の健康診断実施機関で受診→④事務局に連絡→⑤会員証（仮）の発行

【健康診断が必要な具体的業務の例】

粉じん作業を行う業務

- ・土石、岩石又は鉱物を掘削する場所における作業
- ・岩石又は鉱物を裁断し、彫り又は仕上げする場所における作業
- ・研磨剤の吹き付けにより研磨、又は研磨剤を用いて動力により、岩石・鉱物もしくは金属を研磨、ばり取り、金属を裁断する場所における作業
- ・金属をアーク溶接する作業
- ・セメント・フライアッシュ又は粉状の鉱石、炭素原料もしくは炭素製品を乾燥し、袋詰めにし、積み込み、又は積み降ろす場所における作業

振動工具使用の業務

次に掲げる振動工具（圧搾空気を動力源とし、又は内燃機関、電動モーター等の動力により駆動される工具で身体局所に著しい振動を与えるものに限る）を取り扱う業務

- ・ 削岩機 ・ ピッチングハンマー ・ コーキングハンマー ・ ハンドハンマー
- ・ コンクリートブレーカー ・ スケーリングハンマー ・ サンドランマー
- ・ チェーンソー ・ ブッシュクリーナー ・ エンジンカッター
- ・ 携帯用木材皮剥ぎ機 ・ スイング研削盤 ・ 卓上研削盤
- ・ 上記に掲げる振動工具と類似の振動を身体局所に与えると認められる工具

鉛業務

- ・ 鉛化合物を含有する釉薬を用いて行なう施釉又は当該施釉を行なった物の焼成の業務
- ・ 自然換気が不十分な場所におけるはんだ付けの業務
- ・ ゴム若しくは合成樹脂の製品、含鉛塗料又は鉛化合物を含有する絵具、軸薬、農薬、ガラス、接着剤等を製造する工程における鉛等の溶融、鑄込、粉砕、混合もしくはふるい分け又は被鉛若しくは剥鉛の業務
- ・ 鉛装置の破砕、溶接、溶断又は切断の業務

有機溶剤業務

有機溶剤とは主にキシレン、N・N-ジメチルホルムアミド、スチレン、テトラクロルエチレン、1・1・1-トリクロルエタン、トリクロルエチレン、トルエン、ノルマルヘキサン等を言います。

- ・ 有機溶剤等を製造する工程における有機溶剤等のろ過、混合、攪拌、加熱又は容器もしくは設備への注入の業務
- ・ 有機溶剤含有物を用いて行う塗装の業務
- ・ 有機溶剤含有物を用いて行う印刷の業務
- ・ 有機溶剤等を用いて行うつや出し、防水その他物の面の加工の業務
- ・ 接着のためにする有機溶剤等の塗布の業務、またはその接着の業務
- ・ 有機溶剤等を用いて行う洗浄又は払拭の業務